○珠洲市福祉人材確保支援事業助成金交付要綱

令和７年１０月２８日

告示第２１６号

（目的）

第１条　この要綱は、珠洲市内に福祉施設等を運営する法人（別記１に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める福祉施設等を運営する法人をいう。以下「福祉法人」という。）が、福祉人材の確保及び定着並びに持続的な福祉サービスの提供に必要となる、資格の取得又は更新及び福祉職員の確保等に要する経費の一部を予算の範囲内において助成するもので、その交付に関しては、珠洲市補助金交付規則（昭和４９年珠洲市規則第１１号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（助成対象者）

第２条 助成対象者は、福祉法人、又は、福祉法人に雇用され６か月以上勤務し、かつ、助成後１年間、同様の雇用形態で勤務する予定である者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

(1)　福祉法人における１週間の勤務時間が２０時間未満の者

(2)　市税及び料金等を滞納している場合

(3)　珠洲市暴力団排除条例（平成２４年珠洲市条例第１０号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員と関係を有する場合

（助成対象となる経費及び助成金の額）

第３条　助成対象経費及び助成金の額は、別記２に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費とする。

（交付申請）

第４条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象事業の属する年度の末日までに、珠洲市福祉人材確保支援事業助成金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第１号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第５条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査の上、適否を決定し、珠洲市福祉人材確保支援事業助成金交付決定及び額の確定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第６条　市長は、必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めるなどの調査を実施の上、申請者が虚偽の申請を行ったことが判明した場合は、交付の決定を取り消し、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別記１（第１条関係）

福祉施設等を運営する法人	事業所名
株式会社　和	複合型施設　和 訪問看護ステーション　和
株式会社鶴の恩返し	鶴の恩返し・珠洲　居宅介護支援事業所 デイサービス鶴の恩返し・珠洲
株式会社　北陸環境開発	ケアプランすまいる珠洲 デイサービスすまいる珠洲
社会福祉法人　弘生福祉会	グループホーム　倫 介護老人保健施設美笑苑
社会福祉法人　珠洲市社会福祉協議会	珠洲市社会福祉協議会居宅介護支援サービスセンター 珠洲市みさきデイサービスセンター 珠洲市社会福祉協議会デイサービスセンター 訪問介護サービスセンター 訪問入浴サービスセンター
社会福祉法人　すず椿	相談支援事業所すず すず椿 ラポールすず椿 クオーレすず椿
社会福祉法人　長寿会	長寿園居宅サービスセンター 珠洲市地域包括支援センター長寿園 特別養護老人ホーム長寿園 特別養護老人ホーム第二長寿園 特別養護老人ホーム第三長寿園 有料老人ホーム第三長寿園 長寿園デイサービスセンター 第二長寿園デイサービスセンター 長寿園訪問介護サービスセンター 第二長寿園訪問介護サービスセンター 長寿園短期入所生活介護センター

社会福祉法人鳥越福祉会	障害福祉サービス多機能型事業所さざなみ
有限会社東朋の里	認知症対応型通所介護とうほうの里 グループホームとうほうの里

別記２（第３条関係）

事業名	助成対象事業	助成対象経費	助成金額
資格等取得･更新事業	1　介護職員初任者研修 2　介護福祉士実務者研修 3　介護福祉士 4　認定介護福祉士 5　介護支援専門員 6　主任介護支援専門員 7　社会福祉士 8　精神保健福祉士 9　その他	受講料 受験料 教材費 手数料 旅費 ※1 など	助成対象経費の10分の10 1人当たり上限20万円
人材確保事業	1　職場体験会等、市内外で開催する募集イベントに係る経費 2　合同企業説明会等への参加費	旅費 ※1 消耗品費 印刷製本費 負担金　など	助成対象経費の10分の10 １法人、１年当たり上限50万円

備考　※1　旅費の上限は、職員等の旅費に関する条例（平成2年珠洲市条例第21号）の規定を準用する。

※2　それぞれ算出した金額に百円未満の端数が発生した場合は、これを切り捨てる。

様式第１号（第４条関係）

（元号）　年　　月　　日

珠洲市長　あて

住所

氏名･法人名

（法人代表者名）

連絡先

珠洲市福祉人材確保支援事業助成金交付申請書兼実績報告書兼請求書

珠洲市福祉人材確保支援事業助成金交付要綱に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請し、補助金額が確定したときはその支払いを請求します。

１　助成対象事業	☐ 資格等取得･更新事業 ☐ 人材確保事業
２　助成金の交付申請額	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
３　振込口座	＿＿＿＿＿銀行＿＿＿＿＿支店 普通　・　当座　　口座番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 口座名義（カナ）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
４　申請に必要な書類	（共通）☐ 通帳の写し （共通）☐ 支出証拠（請求書、領収書の写し） （資格等取得･更新事業） ☐ 修了証書、資格証の写し ☐ 就労証明書 （人材確保事業） ☐ 参加したイベント内容がわかる書類
５　審査等に係る同意（資格等取得･更新事業のみ）	私は、珠洲市福祉人材確保支援事業助成金交付要綱第6条の規定による市税及び料金等の調査に同意します。また、助成後１年間、福祉施設の異動予定がないことを申し添えます。 氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（交付申請額の計算）

費目	金額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
計	円

（Ａ）

本助成金以外の補助金･給付金など	円	（Ｂ）

□ 資格等取得･更新事業

助成金交付申請額 （Ａ－Ｂ）	円	1 人あたり 20 万円を上限（100 円未満切捨） （Ｃ）

□ 人材確保事業（人材募集イベント等）

助成金交付申請額 （Ａ－Ｂ）	円	1法人あたり 50万円を上限（100 円未満切捨）（Ｃ）

※（Ｃ）の額を表面の「交付申請額」に転記

様式第２号（第５条関係）

文書番号

（元号）　年　　月　　日

（あて）様

珠洲市長

珠洲市福祉人材確保支援事業助成金交付決定及び額の確定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった珠洲市福祉人材確保支援事業助成金について、審査の結果、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

１　審査結果　　決定　　・　　却下

２　補助金の確定額　　円

３　却下の理由